

## 特定事業（仮称越谷広域斎場整備等事業）の選定について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条の規定により、越谷市は広域斎場整備等事業を特定事業として選定しましたので、同法第8条の規定により、特定事業選定の客観的な評価の結果をここに公表します。

平成15年3月27日

越谷市長 板川 文夫

### 特定事業の選定について（案）

#### 1 事業概要

仮称越谷広域斎場整備等事業（以下「本事業」という。）の概要は次のとおりである。

##### （1）事業名

仮称越谷広域斎場整備等事業

##### （2）対象となる公共施設の種類

種類

斎場

立地場所

越谷市大字増林地内

施設の位置づけ

越谷市、吉川市及び松伏町（以下「本圏域」という。）の広域斎場として位置づける。

##### （3）公共施設等の管理者等

越谷市長 板川 文夫

##### （4）事業目的

本圏域では、既存斎場施設の老朽化及び狭隘化が進んでいるのが現状である。今後、急速な高齢化を迎え、施設利用の増加が予測されることから、新しい施設を早急に整備することを目的とする。

#### (5) 事業内容

名称：仮称越谷広域斎場

整備する施設：斎場施設（火葬場、葬祭場及びその附属施設）

規模：32,200㎡

サービス内容：斎場施設の運営及び維持管理業務等

#### (6) 事業の範囲

本事業は、PFI法に基づき、新たに斎場施設を建設し、運営及び維持管理業務を遂行することを事業の範囲とする。

具体的な事業範囲は下記の業務を含むものとする。

建設及びその関連業務

ア 敷地の造成工事及びその関連業務

イ 斎場施設の基本設計、実施設計及びその関連業務

ウ 斎場施設の土木建設工事及びその関連業務

運営及び維持管理業務

ア 斎場施設の運営及び維持管理業務

#### (7) 事業方式

火葬場及び葬祭場の施設特性や事業範囲等の観点から、BTO方式（Build, Transfer and Operate：民間事業者が斎場施設を建設し、竣工後速やかに市に所有権を移転し、運営及び維持管理業務を遂行する方式）を事業手法として整備を行う。

## 2 市が直接実施する場合とPFI手法で実施する場合の評価

実施方針に基づき、市財政負担額に係る定量的評価と事業リスク等に係る定性的評価から総合的な評価を行う。

### (1) 市財政負担額の定量的評価

市財政負担額の定量的評価にあたっては、本事業を、市が直接実施する場合とPFI手法で実施する場合の市財政負担額の比較を行う。

なお、比較の際には、それぞれの場合において提供される公共サービスが同一水準であるものと想定し、民間事業者へ移転されるリスク（リスク調整費）については定量的評価の対象外とした。ただし、公共サービスは同一水準であると想定しているが、斎場施設に関する建設及び運営維持管理のノウハウがある民間事業者による方が、利用者にとってより利便性の高い施設の整備が実現され、安定した事業運営の実施が期待できる。

比較の前提条件を次のように設定する。これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制限するものではなく、またそれと一致するものでもない。

(ア) 市が直接実施する場合の前提条件

市財政負担額の算定対象とする経費は、設計費、敷地造成費、施設建設費、運営及び維持管理費並びに起債の返済に必要な費用とした。

設計費は、市が実施した「越谷広域斎場基本計画」(以下「基本計画」という。)に基づき、同等の施設を建設するため市が基本設計及び実施設計を外部委託する際の費用を想定した。

敷地造成費及び施設建設費は、基本計画と同等の敷地造成及び施設の建設を実施するにあたり、市が請負工事として外部に発注した場合の費用を想定した。

運営及び維持管理費のうち、火葬業務に関しては、基本計画と同等の施設の運営及び維持管理を行うために必要な費用として、既設の市斎場及び類似施設の運営維持管理単価等を参考に設定した。葬祭場の運営及び維持管理については、越谷市にその実績がなく直接実施する費用を特定することが困難なため、全量を外部委託すると想定し、PFI手法で実施した場合と同様の費用とした。

敷地造成費及び施設建設費に必要な資金のうちの75%を起債とし、残り25%を一般財源からの支出として市が調達する場合を想定した。(償還期間15年、据置き期間年の元金均等返済とし、金利については現状及び過去5年間の金利水準、市場環境等を勘案して固定金利2.0%と設定した。)

(イ) PFI手法で実施する場合の前提条件

市負担額の算定対象とする経費は、事業期間中に市が民間事業者に支払う総費用から、民間事業者が市に対して支払う税金を控除した額とした。

敷地造成費については、民間事業者の創意工夫を活かす余地が少ないと考え、市が請負工事として外部に発注した場合の費用と同額とした。

設計費及び施設建設費は、越谷市が必要と考えるサービスと同等のサービスを提供することが可能な施設を建設するにあたって、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することによって想定される費用を設定した。

運営費及び維持管理費は、越谷市が必要と考えるサービスと同等のサービスを提供することが可能な施設の運営及び維持管理を行うために必要な費用として、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することによって想定される費用を設定した。

借入金の返済に必要な費用としては、敷地造成費及び施設建設費に必要な資金について、民間事業者の出資、民間金融機関からの借入れにより調達する際の条件を設定した。

(ウ) その他共通の前提条件

割引率を3%と設定し、事業期間全体における市財政負担額を現在価値に換算した。敷地造成費及び施設整備費については、市が直接実施する場合、PFI手法で実施する場合のいずれも、現時点では国庫補助対象外とした。

## (エ) 評価結果

上記前提条件に基づく市財政負担額（現在価値換算後）について、市が直接実施する場合とPFI手法で実施する場合を比較すると、PFI手法で実施する場合の方が約7.1%少ないという結果が得られた。

## (2) 定性的評価

### ア 民間事業者に移転されるリスクの評価

- ・PFI手法で本事業を実施する場合においては、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するという考え方に基づいて、市と民間事業者で事業リスクを分担することを基本とする。
- ・PFI手法で事業を実施した場合、施設整備のための設計及び施工におけるリスク、事業の資金調達におけるリスクを民間に移転することが可能である。
- ・このリスク移転により、次のような効果が期待できる。

建設段階において、民間事業者が工期の管理を行うとともに、工期の遅延等のタイムオーバーランリスクを民間事業者が負担することにより、計画に基づく円滑な事業の遂行が期待できる。

運営及び維持管理段階において、施設全体の運営及び維持管理を民間事業者の責任とし、かつ、運営及び維持管理のコストオーバーランリスクを民間事業者が負担することにより、事業の効率化が期待できる。

運営及び維持管理段階において、斎場の運営及び維持管理を行う上で、民間事業者は類似事業での経験により蓄積されたサービス、顧客対応などの経営ノウハウを適用することができるため、安定的かつ効率的な運営が期待できる。

運営及び維持管理段階において、施設の運営に関し、斎場事業の特性を把握した民間事業者が事業内容のきめ細やかな見直し等を行うことによって、安定したサービス水準を確保することが期待できる。

### イ 公共サービス水準の評価

#### 施設の効率的な管理運営

本事業の実施に際し、設計、施工、運営及び維持管理を民間事業者に一括して委託することにより、施設の効率的、機能的な管理運営が期待できる。

特に、性能発注方式の導入により、民間事業者からの提案による効率的な運営管理体制が実現できるのみならず、複数業務を包括的に実施できることから、運営管理の効率化効果を最大限に発揮することが期待される。

#### リスク分担が明確化された安定した事業運営の実現

本事業では、発生されるリスクを前もって想定して明確化した上で、官民のリスク分担についても契約により厳密に定めることから、リスク発生時に適切な対応を迅速に行うことが可能となる。

つまり、リスク管理体制が適切に整備されていることから、業務の円滑な遂行や安定した事業運営を長期にわたって実施することが可能となる。

### (3) 総合的評価

以上により、本事業はPFI手法で実施することにより、事業全体を通じて民間事業者の資金調達力や効率的な事業ノウハウを活用することが可能となる。その結果として、全事業期間（ライフサイクル）における市財政負担額が約7.1%削減でき、かつ市の負担リスクの低減及び公共サービス水準の向上が期待できる。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条に基づく特定事業として選定する。